

京都市告示第122号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成14年5月24日付けで認可した大江町町内会、令和元年9月17日付けで認可した安土町町内会、平成16年1月13日付けで認可した南里町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年5月8日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

1 大江町町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	木倉 勝彦	宮川 達男
代表者の住所 及び所在地	京都市下京区東洞院通 松原下ル大江町562番地	京都市下京区東洞院通 松原下る大江町 553番地の3

2 安土町町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	櫻田 豊	西野 義晴
代表者の住所 及び所在地	京都市下京区御幸町通 五条上る安土町633番地	京都市下京区御幸町通 五条上る安土町630番地1

3 南里町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	奥田 尚之	橋詰 善行
代表者の住所	京都市伏見区醍醐 槇ノ内町18番地39	京都市伏見区醍醐 南里町45番地7

(文化市民局地域自治推進室)